令和3年度第1回 高知県医療審議会 医療従事者確保推進部会

日時:令和3年7月9日(金)

18時30分~20時30分

場所:オンライン開催

議事次第

- 1 開会
- 2 協議事項
- (1) 高知大学医学部地域枠の設定について
 - ・令和4年度の地域枠等の定義について
 - ・令和4年4月以降に入学する学生の同意取得方法について
- (2) キャリア形成プログラムの変更及び追加について
- 3 報告事項
- (1) 医師養成奨学貸付金受給医師の令和3年度配置状況について
- (2) 令和4年度から研修を開始する研修医の募集定員について
- (3) 令和2年度診療応援派遣実績について
- 4 その他
- 5 閉会

≪配布資料≫

- 資料 1 1 高知県医療審議会医療従事者確保推進部会委員名簿
- 資料 1-2 高知県医療審議会医療従事者確保推進部会設置要綱
- 資料2-1 令和4年度の地域枠等の定義について(事務連絡)
- 資料2-2 令和4年度の地域枠等の定義について(高知県整理資料)
- 資料2-3 高知大学医学部の入学定員変遷
- 資料2-4 地域枠医師等が従事要件を放棄する場合の同意基準について
- 資料2-5 確約書
- 資料3 高知県キャリア形成プログラム
- 資料 4 医師養成奨学貸付金受給医師の令和3年度配置状況
- 資料5-1 令和4年度臨床研修募集定員の配布について(回答)
- 資料5-2 令和4年度から研修を開始する研修医の募集定員
- 資料6-1 医師の確保が困難な地域にある医療機関への自治体病院等からの医
 - 師派遣の仕組みについて
- 資料6-2 医師の確保が困難な地域にある医療機関への診療応援の状況
- 資料6-3 様式の見直しについて

高知県医療審議会医療従事者確保推進部会 委員名簿

氏名	所属•役職
小野 憲昭	高知医療センター 病院長
川井 和哉	近森病院 副院長
楠瀬 耕作	高知県保険者協議会 会長
倉本 秋	高知医療再生機構 理事長
先山 正二	国立病院機構高知病院院院長
佐野 正幸	本山町立国保嶺北中央病院 院長
執印 太郎	高知大学医学部附属病院病院長
野嶋 佐由美	高知県立大学 学長
(部会長)野並 誠二	高知県医師会 副会長
野村和男	高知県歯科医師会 会長
深田 順一	日本病院協会高知県支部 支部長 (細木病院 院長)
(副会長) 藤原 房子	高知県看護協会 会長
脇口 宏	高知地域医療支援センター長

(50音順 敬称略)

高知県医療審議会医療従事者確保推進部会設置要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、高知県医療審議会要綱第5条及び第8条に規定された高知9県 医療審議会医療従事者確保推進部会(以下「部会」という。)の運営について定 める。

(目的)

- 第2条 本部会は、高知県内における医療従事者の確保について、次に掲げる事項 を調査・審議するために設置する。
 - (1) 高知県内において必要とされる医師の確保に関すること
 - (2) 国の緊急臨時的医師派遣システムの活用など医師の派遣に関すること
 - (3) 高知大学医学部附属病院での内科、救急、小児科、産婦人科以外の分野についての特別コースの研修プログラムに関すること
 - (4) 高知県へき地医療支援機構の運営や事業の実施に関すること
 - (5) 高知県内において必要とされるその他の医療従事者の確保に関すること

(委員)

- 第3条 部会の委員は、次に掲げる者の代表者、その他の関係者のうちから、高知 県医療審議会会長が指名する。
 - (1) 特定機能病院
 - (2) 地域医療支援病院
 - (3) 公的医療機関(へき地拠点病院を含む)
 - (4) 臨床研修病院
 - (5)診療に関する学識経験者の団体
 - (6) 大学その他の医療従事者の養成に関する機関
 - (7) 社会医療法人
 - (8) 独立行政法人国立病院機構
 - (9) 地域の医療関係団体
 - (10) 関係市町村
 - (11) 地域住民を代表する団体

(会長及び副会長)

- 第4条 部会に会長及び副会長各1名を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

(会議)

第5条 部会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(事務局)

第6条 部会の庶務を処理するため、事務局を高知県健康政策部医療政策課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるものの他、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会 長が部会に諮って定める。

(附則)

本要綱は、平成20年6月24日から施行する。

(附則)

本要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(附則)

本要綱は、平成24年6月29日から施行する。

(附則)

本要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

本要綱は、平成31年4月1日から施行する。

令和3年4月28日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局医事課長

令和4年度の地域枠等の定義について(事務連絡)

令和4年度の地域枠等の定義について、令和3年3月18日付事務連絡「令和4年度の地域枠等の定義について(事務連絡)」により御連絡したところですが、今般別紙のとおり差し替えることとしましたので、当該事務連絡を廃止し、改めて御連絡します。

【変更点】

「1. 地域枠の定義」の%1について、「従事要件の9年間のうち、医師の確保を特に図るべき区域等の医療機関における就業期間を4年間程度とし、当該医師のキャリア形成に配慮すること。」とする。

〈照会先〉

厚生労働省医政局医事課 高原、野口、末吉、加辺 〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

Tel: 03-5253-1111 (内線 4126) Fax: 03-3591-9072

令和4年度の地域枠等の定義について

「医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会」における議論を踏まえ、令和4年度の「地域枠」、「地元出身者枠」、「大学独自枠」の定義を以下のとおり整理することとする。なお、令和4年度の臨時定員(地域枠)の増員にあたっては、以下で示す「地域枠」の定義を満たしていることを確認することとする。

1. 地域枠の定義

(1) 対象

地元出身者(一定期間当該都道府県に住所を有した者)もしくは全国より 選抜する。

(2)選抜方法 別枠方式

(3)協議の場

地域医療対策協議会で協議の上、設定する。

(4)設定する上で協議する事項

地域医療対策協議会において、地域枠の設定数、従事要件・キャリア形成 プログラムの内容、奨学金の額、地域定着策(面接頻度、セミナー開催等) 並びに前述を進めるための都道府県から大学への経済的支援、離脱要件 等を協議する。

(5) 同意取得方法

志願時に、都道府県と本人と保護者もしくは法定代理人が従事要件・離脱 要件に書面同意している。

(6) 従事要件

- ①卒直後より当該都道府県内で9年間以上従事する※1.2。
- ②将来のキャリア形成に関する意識の向上に資する都道府県のキャリア 形成プログラムに参加すること。

(7) 奨学金貸与

問わない。

- ※1 従事要件の9年間のうち、医師の確保を特に図るべき区域等の医療機関における就業期間を4年間程度とし、当該医師のキャリア形成に配慮すること。
- ※2 医師の確保を特に図るべき区域とは、都道府県が医療計画に定めた医師少数区域及び医師少数スポットを指すものである。

2. 地元出身者枠の定義

(1) 対象

地元出身者(一定期間当該都道府県に住所を有した者)より選抜する。

- (2)選抜方法問わない。
- (3)協議の場 地域医療対策協議会で協議の上、設定する。
- (4)設定する上で協議する事項

地域医療対策協議会において、枠の設定数、従事要件・キャリア形成プログラムの内容、奨学金の額、地域定着策(面接頻度、セミナー開催等)並びに前述を進めるための都道府県から大学への経済的支援、離脱要件等を協議する。

- (5) 同意取得方法 問わない。
- (6) 従事要件 問わない。
- (7) 奨学金貸与 問わない。
- 3. 大学独自枠の定義
- (1)対象問わない。

- (2)選抜方法 問わない。
- (3)協議の場問わない。
- (4)設定する上で協議する事項問わない。
- (5) 同意取得方法 問わない。
- (6)従事要件問わない。
- (7) 奨学金貸与問わない。

令和4年度の地域枠等の定義について

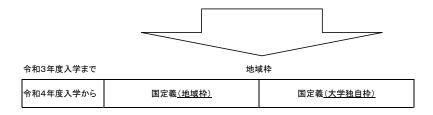
●令和4年度の地域枠等の定義 (厚生労働省通知)

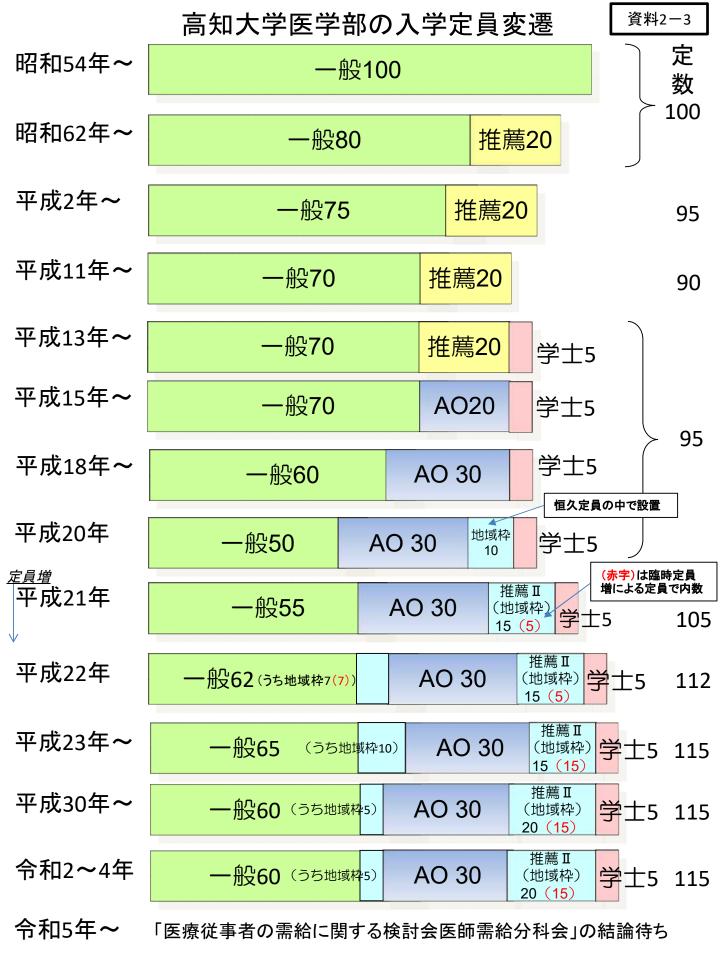
	国の定義 (地域枠)
(1) 対象	地元出身者(一定期間当該都道府県に住所を有した者)もしくは全国より選抜する。
(2) 選抜方法	別枠方式
(3) 協議の場	地域医療対策協議会で協議の上、設定する。
	地域枠の設定数
	従事要件・キャリア形成プログラムの内容
	奨学金の額
(4) 設定する上で協 議する事項	地域定着策(面談頻度、セミナー開催等)
	上記を進めるための都道府県から大学への経済的支援
	離脱要件
(5) 同意取得方法	志願時に、都道府県と本人と保護者もしくは法定代理人が従事要件・離脱要件に書面同意している。
(0) (4) 本 西 川	①卒業後より当該都道府県内で9年以上従事する。
(6) 従事要件	②将来のキャリア形成に関する意識の向上に資する等道府県のキャリア形成プログラムに参加すること。
(7) 奨学金貸与	問わない

●高知県の地域枠の設定〈地域枠の定義の基づ〈確認〉

地域枠 (貸与を約束して入学する者)												
推薦 Ⅱ(四国·瀬戸内枠)	一般(前期入試)											
〇(選抜方式)	× (手上げ方式)											
〇(別枠方式)	×(別枠ではない)											
〇(今回の場で協議)												
これまでと同じ(20名) これまでと同じ(5名)												
これまでと同じ(6年貸与→9年従事)												
これまでと同じ(月額15万円)												
これまでの取組を継続(年1回	ほどの面談、地域実習等開催)											
(寄附講座を設置し	取組を継続 専任の教官を配置) 投置しフォロー業務を委託)											
離脱への同意基	準を規定(別紙)											
〇(書面同意の確和	的書を規定(別紙))											
○(従事要件は9年	 耳以上となっている											
〇(「高知県キャリア形成」	プログラム」に全員が参加)											
○(奨学金を	6年間貸与)											

国の定義
(大学独自枠)
問わない
問わない
問わない
問わない
問わない
問わない





地域枠医師等が従事要件を放棄する場合の同意基準について

1 趣旨

今般、地域枠で入学した学生または医師(以下「地域枠医師等」という)が都道府県の同意なく、当該都道府県への従事要件を放棄(以下「離脱」という。)した場合、初期臨床研修にかかる補助金や日本専門医機構による専門研修等において、当該医師を雇用した施設または当該医師に不利益な措置が講じられる場合があることから、高知大学の地域枠で入学した医師の離脱に高知県が同意とする基準を整理し、地域枠に関する制度の適切な運用を図ろうとするもの。(※地域枠以外で入学した奨学金受給者につきましては、文末の留意事項をご確認ください)

2 地域枠医師等が離脱する場合に同意とするか否かの判断基準

離脱の事例	判定	同意とするか否かの判断基準					
借受者の死亡・退学等	\circ	医師免許の取得ができなくなったとき。					
		医師でなくなったとき。 (免許取消を除く。)					
		心身の疾病・障害等により、県内で医師として通常の勤務をすることが困難とな					
心身の疾病・障害	\triangle	った場合。					
		(症状が固定し、又は回復の見込みがないもの等に限る。)					
家族の介護		一時的に県外に行き、猶予期間を活用して従事要件を達成することは可能で					
結婚	×	あるため同意としない。					
県外での就労希望		のふため」可能としない。					
その他	_	事例に応じて判断する。					

3 離脱する場合の留意事項について

(1) 全国的な制度

(ア) 初期臨床研修におけるマッチング及びその後の研修について

マッチングについては、医師の採用は研修施設の判断となっている。

なお、臨床研修施設に配分される医師臨床研修費等補助金において、地域枠の不同意離脱者を採用している施設には減額措置がとられることとなっている。

(イ) 一般社団法人日本専門医機構の専門研修(専門医の認定)について

令和2年10月5日付けの文書で厚生労働大臣から日本専門医機構へ専門研修制度についての意見及び要請がなされ、令和2年10月16日付けの回答文書において、地域枠の不同意離脱者については、基本領域学会とも協議のうえで、原則、日本専門医機構の専門医の認定が行われないこととされている。

(2) 高知県の考え方と離脱後について

(ア) 道義的責任について

地域枠医師が離脱した場合に、たとえ奨学金を返還したとしても、それは民法に基づく金銭消費貸借契約を解除したにすぎず、本来、地域に残るはずの者が入学できなかった事実や、地域における義務の不履行が消えるわけではない。そのため、離脱について上記基準による県の同意、不同意に関わらず、地域枠で入学した事実は残り、道義的責任は消えない。

(イ) 離脱後について

地域枠医師については、上記(1)の(ア)、(イ)にあるように全国的に特別な措置が図られているため、地域枠を離脱した医師を採用しようとする施設は、離脱した経緯を把握しなければならない場合がある。以上のことから、出身大学または県への問い合わせがあったときは、離脱に対する同意・不同意の理由を説明する場合がある。

《留意事項》

地域枠以外で入学した奨学金受給者につきましても、同意とするか否かの判断基準(上記2の取扱い)は 地域枠医師等と同一となります。

ただし、3(1) 全国的な制度については適用の対象外となります。なお、医師臨床研修マッチングの際の参加 登録 ID は地域枠用の ID を使用しますので、離脱した経緯について入力が必要となります。

確約書

高知県知事 様

私は、高知大学医学部医学科を志願し、地域枠として入学した場合は、下記の事項を確約します。

記

(奨学金の貸与)

1. 入学後は 高知県医師養成奨学貸付金の貸与を6年間受けます。

(従事要件)

- 2. 卒業後は、「高知県キャリア形成プログラム」(※1)の適用を受け、当該プログラムの満了に必要な期間(原則9年間)、高知県内の指定医療機関等で勤務します。
- (**1)…地域枠医師が9年間の勤務を果たしながら、専門医の認定等キャリア形成をサポートするプログラムです。9年間のうち、3年6月以上を医師不足地域で、それ以外の期間を高知市・南国市で勤務します。
- 3. いかなる事情が発生しようとも、プログラムの満了をめざし、努力することを誓います。 (離脱等)
- 4. 在学中に貸付金の貸与を辞退する場合、貸与を取り消された場合、またはやむを得ない事由によりプログラムから離脱する場合には、高知大学と高知県に誠意を持って説明を行うとともに、高知県が定める別紙「地域枠医師等が従事要件を放棄する場合の同意基準について」の取扱いを承諾し、当該判断基準に従います。
- 5. 高知県から4の離脱への同意が得られず、「不同意離脱者」となった場合は、次の取扱いがなされることを理解し、承諾します。
 - ・初期臨床研修において不同意離脱者を採用している施設は、臨床研修費等補助金が減額措置されるため、施設によっては採用を控えることがある。(採用の可否は施設の判断による。)
 - ・一般社団法人日本専門医機構が行う専門研修において、不同意離脱者については、専門医の認 定が行われないこととされている。

(プログラムの中断等)

6. 卒業後は原則9年間を県内の医療機関で従事する義務があるが、出産・育児等のライフイベントや、プログラム責任者の承認を得て海外留学等を行うため等の理由でプログラムを一時中断(※2)できることから、こうした制度も活用し、プログラムの満了とキャリアの形成に努めます。

(※2)…初期臨床研修修了後、最長でも15年以内にプログラムを満了する必要があります。

	牛	月	H		
志願者	住所				
	氏名				(自署)
保護者又は	住所				
法定代理人	戊 . 夕				(白琞)

〇奨学金受給医師の令和3年度配置計画(R3.6時点)

※ ()はR2年6月

R3.6.1

配置先		高知市・南国市を除く地域									国内外															
(下線:臨床 研修病院)	<u>あき</u> 病	<u>総合</u> 院	県保健 所	芸西病 院	野市中 央病院	土佐市 民病院	須崎くろ しお病院	<u>幡多け</u> んみん 病院	<u>高知</u>	达	<u>高知医療セン</u> ター	I 134.	立 <u>高</u> 病院	<u>高知</u> 字症	<u>赤土</u> <u>記院</u>	<u>近森</u> 院	病	<u>細木病</u> 院		·のき i院	土佐知院	丙	(留学、 専門研 修等)	その他] 償還	製期間内 師合計
内科	4	(2)				2		5 (4)	11	(16)	6 (3))		5	(3)	2	(4)						1 (1)		36	(33)
小児科								1 (2)	4	(1)	2 (1))											(1)		7	(5)
皮膚科									1																1	(0)
精神科	1	(2)		(1)				1	1		2 (2))						1			1 (2)			7	(7)
外科								4 (2)	2	(3)	2 (1))		1											9	(6)
整形外科		(2)					1	1 (2)	5	(1)															7	(5)
産婦人科								(1)	5	(2)	1 (1))											(1)	1 (1) 7	(6)
眼科	1	(1)							1	(2)															2	(3)
耳鼻咽喉科		(1)							3	(2)															3	(3)
泌尿器科								2 (2)	3	(1)	1					1	(1)								7	(4)
脳神経外科	1	(1)						1	3	(3)	1					1			2	(1)					9	(5)
脳神経内科									2																2	
放射線科								1	4	(2)						1									6	(2)
麻酔科									8	(5)	1 (1))											(1)		9	(7)
病理科									1	(1)															1	(1)
形成外科									1																1	(0)
総合診療	1				1 (1)																			(1) 2	(2)
公衆衛生			1 (1)																						1	(1)
小計	8	(9)	1 (1)	0 (1)	1 (1)	2 (0)	1 (0)	16 (13)	55	(39)	16 (9)	0	(0)	6	(3)	5	(5)	1 (0)	2	(1)	1 (2)	1 (4)	1 (2) 11	7 (90)
ハ□□				計 29	(25)							計	86	(59)												
研修医2年目	4	(0)						4 (4)	3	(8)	7 (7)	3	(3)	8	(4)	3	(1)	2 (3)							34	(30)
研修医1年目	4	(4)						5 (4)	4	(3)	7 (7)	1	(3)	8	(8)	5	(3)	3 (2)							37	(34)
研修医計	8	(4)						9 (8)	7	(11)	14 (14	.) 4	(6)	16	(12)	8	(4)	5 (5)							71	(64)
	16	(13)	1 (1)	0 (1)	1 (1)	2 (0)	1 (0)	25 (21)	62	(50)	30 (23) 4	(6)	22	(15)	13	(9)	6 (5)	2	(1)	1 (2)	1 (4)	1 (2) 18	8 (154)
合計				l	(37)							計		(111)								1		その他:		

事 務 連 絡 令和3年4月26日

高知県衛生主管課長 様

中国四国厚生局健康福祉部医事課長

令和4年度臨床研修募集定員の配布について(回答)

令和3年4月13日付けでご提示いただいた、貴県区域内の臨床研修病院に対する定員配分案(別紙)については、医師法第16条の3条第3項(定員の範囲内)、第4項(医師少数区域への配慮)、第6項(地域医療対策協議会の意見聴取)及び第7項(地域医療対策協議会の意見反映)の観点から確認したところ、医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年法律第79号)の趣旨に沿うものであることをご連絡いたします。

	55 大士		医師		(他病	医受入実績 院で中断を ・入れ実績を	した再開	①~③の 最大値	医師派遣加算	定員 A	募集定	Aの値の 合計(A') がBを超え	希望す	R 3年度	小児科・産 科プログラム 分加算		分加算符	113-22-7			募	集定員の調整 (枠内)			募集定(枠	員の調整内)後	病院が 希望す る募集	募集定員 の調整 (枠外)		R3.3.4
病院名	所在市 区町村	開設者	不足 地域	R3年 度募集 定員	H31 年度	R2 年度 受入数	R3 年度 受入 見込 数		13人まで	通知 5(1)ス (ア) 準用	礎数B	る場合は 調整(=A , ×B/A'。 端数四捨 五入)	o券朱 定員C	通知 5(1)ス (イ)	ア/川昇 ※加算を希望 する病院は左 欄に○を記載 している		うち医 不域、医 医卒	定員 C 治 との差	医師不足域、自治区		(⑪+億	の具内定着率 ② < 0のとき) ④の合計が②募集定 員の基礎数とBとの差 を超える場合は按分 調整(④×②募集定 員の基礎数Bとの差/ ④合計)		研修体制不備による 減			る寿来 定員 C との差	1 ↓ 2 調整	R4年度 募集定員	備考メモ
					2	3	3	4	(5)	A = (4) + (5)	В	6	С	7	8	9=7+	10	(i)=(9 − C	12	13	14=11×13	(15)	16	17)	8-8+0+0+8+0	19=10+12	20=C-18			
1 高知大学医学部附属病院	南国市	国立大学法人	×	40	15	5 5	19	19		19			40	19		19	9	-21		87%	6 18	21			40				40	県全体の募集定員を超えない ため、病院が希望する募集定 員との差21人を配分。
高知大学医学部附属病院(小・産)	南国市	国立大学法人	×		1								4		0 4	4	1								4	1			4) (
2 社会医療法人近森会 近森病院	高知市	医療法人	×	10	9	10	9	10		10			10	10		10)								10)			10	
3 高知赤十字病院	高知市	日本赤十字社	×	10	10	10	10	10		10			10	10		10)								10)			10	
4 独立行政法人国立病院機構 高知病院	高知市	国立病院機構	×	5	5 4	5	4	5		5			5	5			5								5	;			5	
5 高知県立幡多けんみん病院	宿毛市	都道府県		7	7 4	4	5	5		5			7	5		!	5	5 -2	2	2					7	7			7	募集定員のうち1人は医師少数区域の人口によって加算された配分。 もう1人は医師不足地域の病院であるため優先的に配分。
6 特定医療法人仁生会 細木病院	高知市	医療法人	×	4	1 4	4	4	4		4			4	4		4	4								4	1			4	
7 高知県立あき総合病院	安芸市	都道府県		4	1 3	4	4	4		4			4	4		4	1	4							4	4			4	
8 高知県・高知市病院企業団立 高知医療センター	高知市	都道府県	×	15	14	14	14	14		14			15	14		14	1	-1		74%	ъ́ 1	1			15	5			15	県全体の募集定員を超えないため、病院が希望する募集定員との差1人を配分。
高知県 合計				99	63	56	69	71		71	102		99	71	4	7:	5	9 -24	2	2	19	22			99	11			99	配分しない募集定員3人

○前置き

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(平成15年6月12日付け厚生労働省医政局長通知(平成30年7月3日一部改正))及び各病院への調査(R2年2月実施)に基づき、 募集定員を設定した。

○「医師不足地域」欄は、高知県医師確保計画において医師少数区域または医師少数スポットに該当しない場合、「×」としている。

○各病院の募集定員の基礎数

(ア)研修医の募集を行う年度を起点として当該病院の過去3年間の研修医の受入実績または受入見込の最大値。

ただし、当該病院から行われた医師派遣等の実績を加算(この合計を「A」とする。)。

- ・医師派遣等を行われている常勤医師数が20人以上で+1、以降5人増ごとに+1、80人以上の場合は+13(医師派遣加算の最大値は+13)
- 医師派遣等とは次の①~⑤のすべてを満たすものとする。
- ①次のア)からウ)のいずれかに該当すること。
- ア)病院が、当該病院に勤務する医師を、出向などにより、当該病院以外の受入病院に勤務させる場合
- イ)病院が、当該病院に勤務経験のある医師を、当該病院以外の受入病院との主たる調整役として、当該病院以外の受入病院に勤務させる場合
- ウ)病院が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)に基づき、地域医療の確保等のために医師を派遣する場合
- ② 対象となる医師は、医師免許取得後7年以上15年以下の臨床経験を有し、受入病院で常勤として勤務すること。
- ③ 受入病院で勤務する期間が継続して1年以上3年以下であること。
- ④ 各都道府県に設置されている地域医療対策協議会や関係する地方公共団体などの意向を踏まえた医師派遣等であること。
- ⑤ 開設者が同一の病院間において行われている医師派遣等や、受入病院との相互の交流として行われている医師派遣等ではないこと。
- (イ)(ア)により算出された募集定員の合計(A')が、県の募集定員の基礎数(B)を超える場合は、以下の計算式により算出した値(小数点以下の端数を生じた場合は四捨五入)とする。 ただし、病院が希望する募集定員(C)が、算出した値を下回る場合はCの値とする。

A×B/A' ただし、Cが当該値を下回る場合はC

○「小児科・産科プログラム加算」欄は、加算を希望する病院に+4している。

○募集定員の調整(枠内)

- 募集定員の基礎数(B)を超えない範囲で、下記の通り各病院の募集定員の調整を行う。
- (ア)県の募集定員の基礎数(B)のうち、医師少数区域の人口によって加算された配分は医師不足地域に「×」がない病院に配分する。
- (イ)下記の①、②の病院に優先的に配分する。
 - ①医師不足地域(高知県医師確保計画における医師少数区域または医師少数スポット)に所在する病院
 - ②自治医大卒業生の受入病院(優先配分は自治医大卒業生の受入枠のみ)
- (ウ)病院が希望する募集定員(C)との差が生じている場合は、研修医の募集を行う年度の前年度を起点として当該病院の過去3年間の研修医の県内定着率に応じて按分して配分する。
- (工)研修体制に不適切な事例があった場合、募集定員の減員を行う。
- (カ)その他必要に応じて募集定員を調整する。

○募集定員の調整(枠外)

・⑰の値が1の場合、募集定員を2にするための調整として、1を計上する。

○医師の確保が困難な地域にある医療機関への自治体病院等からの医師派遣の仕組みについて

1 概要

地域医療を確保するため、医師の確保が困難な地域にある民間医療機関等からの応援要請に対して、地方公務員法及び業務に支障のない範囲内で、県立病院等の自治体立医療機関(以下、「自治体病院等」という。)から医師を派遣する際の枠組みを定める。

2 医師派遣の流れ

- ① 高知県医療審議会医療従事者確保推進部会において、派遣の仕組みを審議。(承認済み)
- ② 診療応援を求める民間医療機関等から、郡市医師会に応援要請に係る協議。
- ③ 郡市医師会において公益性が認められた場合、当該医療機関から、自治体病院等に応援が可能かどうか事前確認。
- ④ 自治体病院等から内諾が得られた場合、当該医療機関から、知事に診療応援申請書(様式1)を提出。郡市医師会の副申書(様式2)及び自治体病院等の内諾書(様式3)を添付。
- ⑤ ④の申請書に基づき、高知県医療審議会医療従事者確保推進部会で協議(部会長・事務局に一任)。
- ⑥ 部会で合意が得られた場合、県から自治体病院等に医師派遣を依頼。
- ⑦ 自治体病院等から当該医療機関に医師を派遣。
- ⑧ 医師派遣の状況について、当該医療機関から、知事に報告。

3 派遣要件

次の全ての要件を満たす状況であり、かつ、派遣される医師の同意が得られていること

- ① 医師の確保が困難な地域にあり、地域医療を維持していくうえで欠くことのできない民間医療機関等であると認められること
- ② 現に医師が不足し、または不足が見込まれることにより、地域の医療提供体制に影響が生じると認められること
- ③ 派遣元となる自治体病院等の業務に支障がないと、自治体病院等の長が認めていること

4 その他

医師派遣の状況については、高知県医療審議会医療従事者確保推進部会で報告する。

医師の確保が困難な地域にある医療機関への診療応援の状況

令和2年度診療応援実績

	申請者	申請理由	期間	応援する病院	
1	医療法人公世会 野市中央病院	甲状腺疾患に精 通した医師の不 在	R2.8.1~R3.3.31	甲状腺疾患の診断治 療	高知医療センター
2	医療法人臼井会 田野病院	外科医が療養の ため長期間不在	R2.7~R3.3.31	毎月第3火曜日午後の 外来診療	高知医療センター
3	医療法人臼井会 田野病院	耳鼻咽喉科医師 の不足	R2.11.1~R3.3.31	毎月1回土曜日外来	県立あき総合病院

令和3年度診療応援の状況(R3.7.1時点)

	申請者	申請理由	期間	業務内容	応援する病院
1	医療法人公世会 野市中央病院	甲状腺疾患に精 通した医師の不 在	R3.4.1~R4.3.31	甲状腺疾患の診断治 療	高知医療センター
2	社会福祉法人 幡多福祉会 幡多希望の家	常勤医師の不足	R3.4.1~R4.3.31	当直勤務・日直勤務	県立幡多けんみん病院
3	医療法人五月会 須崎くろしお病院	脳外科常勤医の 負担軽減	R3.4.1~R4.3.31	外来·手術応援	高知医療センター
4	医療法人愛生会 室戸中央病院	整形外科の外来 業務の継続のた め	R3.4.1~R4.3.31	土曜日外来診療業務	県立あき総合病院
5	医療法人臼井会 田野病院	耳鼻咽喉科医師 の不足	R3.4.1~R4.3.31	毎月1回土曜日外来	県立あき総合病院
6	医療法人瑞風会 森澤病院	内科医師の不足	R3.4.1~R4.3.31	平日月曜日の当直業務、土曜・日曜祝日の日勤当直(月1回程度)	県立あき総合病院
7	医療法人十全会 早明浦病院	当直業務に支障があるため	R3.4.1~R4.3.31	当直業務等	本山町立嶺北中央病院
8	医療法人聖真会 渭南病院	脳神経外科医の 退職	R3.4.1~R4.3.31	外来及び病棟の診察 (毎月第2・第4土曜 日)	県立幡多けんみん病院

(1)

<u>令和</u>平成 年 月 日

高知県知事 様

(医療機関)

所在地

名 称

代表者

連絡先

診療応援申請書

下記のとおり、自治体病院等から診療の応援をいただきたいのでよろしくお願いします。 記

- 1 診療応援を必要とする理由
- 2 診療応援が必要な期間
- 3 診療応援を要請する自治体病院等の名称及び医師名
- 4 業務内容
- 5 郡市医師会の意見 別紙(様式2)のとおり
- 6 自治体病院等の内諾 別紙(様式3)のとおり

高知県知事 様

(郡市医師会)

所在地

名 称

代表者

連絡先

診療応援要請にかかる副申書

このたびの、(医療機関名)からの診療応援の要請については、当医師会としても、地域 医療を維持していくうえで欠くことのできない医療機関であり、また、診療応援がなければ 地域の医療提供体制に影響が生じる恐れがあると認められますので、自治体病院等からの医 師の派遣について、よろしくお取り計らいください。

記

- 1 診療応援を必要とする民間医療機関等
 - 所在地
 - 医療機関名
- 2 診療応援を必要とする理由
- 3 診療応援が必要な期間

高知県知事 様

(自治体病院等)

所在地

名 称

代表者

連絡先

(1)

診療応援要請にかかる内諾書

このたびの、(医療機関名)からの診療応援の要請については、地方公務員法及び業務に 支障がない範囲で対応が可能であると認められますので、高知県医療審議会医療従事者確保 推進部会において医師派遣の妥当性が認められた場合の医師の派遣について内諾します。 なお、派遣する医師の同意を得ていることを申し添えます。

記

- 1 診療応援を行う民間医療機関等
 - 所在地
 - 医療機関名
- 2 診療応援を行う期間
- 3 業務内容
- 4 診療応援を行う医師
 - 診療科
 - 医師名

(自治体病院等)長 様

高知県知事 😁

医師の派遣について (依頼)

このたび、(医療機関名)から、〇〇の理由により、診療応援の要請がありました。

この要請をもとに、高知県医療審議会医療従事者確保推進部会において協議した結果、医師派遣の妥当性が認められましたので、地域医療の確保のため、貴病院からの医師の派遣について、格段のご配慮をお願いします。

記

- 1 派遣先
 - 所在地
 - 医療機関名
- 2 派遣期間
- 3 業務内容
- 4 派遣医師
 - 診療科
 - 医師名

(1)

高知県知事

(自治体病院等) 長 様

(民間医療機関等)

所在地

名 称

代表者

連絡先

診療応援にかかる報告書

(自治体病院等名)からの診療応援の実施について、下記のとおり報告します。 記

1 診療応援を受けた期間及び時間

記載例) 〇年□月△日 9:00~17:00(7時間(休憩時間除く))

- 2 業務内容
- 3 診療応援に派遣された医師
 - 診療科
 - 医師名

※この報告書は、診療応援終了後1週間以内に県知事及び自治体病院等の長に提出してください。